

## 第3回古平町議会定例会 第2号

令和元年9月26日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第9号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書
- 4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 5 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(庁舎等建設調査特別委員会)

### ○出席議員（10名）

|       |   |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|----|---|----|---|---|---|---|---|
| 議長10番 | 堀 | 清 | 君 | 1番 | 木 | 村  | 輔 | 宏 | 君 |   |   |
| 2番    | 逢 | 見 | 輝 | 続  | 君 | 3番 | 真 | 貝 | 政 | 昭 | 君 |
| 4番    | 寶 | 福 | 勝 | 哉  | 君 | 5番 | 梅 | 野 | 史 | 朗 | 君 |
| 6番    | 高 | 野 | 俊 | 和  | 君 | 7番 | 岩 | 間 | 修 | 身 | 君 |
| 8番    | 山 | 口 | 明 | 生  | 君 | 9番 | 工 | 藤 | 澄 | 男 | 君 |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 貞 | 村 | 英 | 之 | 君 |   |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 佐 | 藤 | 昌 | 紀 | 君 |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 石 | 川 | 忠 | 博 | 君 |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 松 | 尾 | 貴 | 光 | 君 |   |
| 総 | 務 | 課 | 主 | 幹 | 佐 | 藤 | 亘 | 君 |   |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 五 | 十 | 嵐 | 満 | 美 | 君 |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君   |
| 産 業 課 長     | 細 川 正 善 君   |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君   |
| 会 計 管 理 者   | 白 岩 豊 君     |
| 教 育 次 長     | 本 間 克 昭 君   |
| 総 務 係 主 査   | 長 谷 川 秀 峰 君 |
| 財 政 係 主 査   | 人 見 秀 完 至 君 |

○出席事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 議 事 係 長 | 澤 口 達 真 君 |

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第1、認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括で討論とします。

まず、本案に反対の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 平成30年度の執行に当たりまして、職員の皆様方には大変ご苦労さまでした。深くご苦労をねぎらいたと思います。

その上で反対討論いたしますが、平成30年度の予算執行に当たりましては、毎回申し上げていきますけれども、消費税の影響というものが深く存在しています。国税で見ますと、国税収入のうち2割を占める消費税収というのは、世界で見ても異常な状況にあります。こういう消費税を財源として国や地方自治体の財政が賄われているということ自体に深く憂慮する次第です。平成30年度に当たりまして、貞村町長は消費税の影響、平成29年度についても出してきませんでしたけれども、従来の町政執行者は包み隠さずその影響というものを議会に示してきました。平成28年度まで消費税が始まって以来数億に上る財政負担となって、重くのしかかっています。平成30年度におきましても歳入で約6,000万見込んで決算されましたけれども、歳出のほうの決算を見ましてもやや同額の

消費税が国に対して支払われると、そういう状況にあります。消費税というのは、町民生活にとって悪税であります。町の財政をとってもあってもなくてもいいような状況がこの平成30年度には見られるということです。しかも、料金収入の中でも支払うべき必要のない消費税が含まれていること自体異常であります。反対する理由の大きな一つはその点です。平成30年度におきまして、貞村町長にとっては2年目の決算になりますけれども、初年度に当たりまして衝撃的だったのは福祉灯油の不実施ということです。平成30年度におきましても後志全自治体が実施しているにもかかわらず、古平町だけが実施しなかったと。これは、異常な事態だと思っています。貞村町長の政治姿勢そのものが見えた。弱者切り捨て、そういう町政であるというふうに認識しております。平成31年度、間もなく冬期を迎えますけれども、灯油の値段の状況が高上がりが予想されています。ぜひとも過去2年間の姿勢を変えていただいて、経済的弱者に対する支援、福祉灯油の実施を強く求める次第です。

それと、平成30年度は複合庁舎建設に向けて各コンサルタントに調査を依頼して、実施した年でもありました。当初は平成32年度までに庁舎を建設しなければならないということで、貞村町政のやり方に傍観、静観をしてきたわけですが、ふたを開いてみますと町民や議会を無視して、独走状態と。他者の意見を入れないで複合庁舎という夢も希望もないような庁舎建設に突き進んでいると、そういう実態があります。30年度当初予算は賛成しましたけれども、決算に当たりましてこういう姿勢が見えたので、反対する次第です。

以上、終わります。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論の方。賛成討論許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） それでは、反対討論ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

## ◎日程第2 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、逢見議員、寶福議員、梅野議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員。

○6番（高野俊和君） 海のまちクリニックの院内薬局についてお尋ねをいたします。

海のまちクリニックが新体制になりまして5カ月ほど経過いたしましたけれども、診察を受けることのできる曜日や科目が出発時よりふえたことに関しましては、町民にとっても大変喜ばしいことであると思っておりますけれども、待ち時間が少し長過ぎるという声が少し多く聞かれます。スタッフの人数の問題なのか、いま少し職員がなれるまでに時間がかかるということなののでしょうか。人数の問題だということであれば、若干予算との兼ね合いもあるでしょうけれども、改善する余地はあるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

高野議員、海のまちクリニックの待ち時間のことですか、それとも薬局の……

（「薬局」と呼ぶ者あり）

○町長（貞村英之君） わかりました。

何分、何時間待って長いと言っているのかちょっと理解に苦しみますが、まず理解していただきたいのはこの春の調剤薬局の撤退というのは恵尚会がいる、いなくなるにかかわらず会社側として経営上の問題であるということが1つでございます。薬剤制度といいますか、調剤基本料などが平成28年と平成30年の薬剤報酬点数の改定によって、1年間様子見ていたらしいのですが、やっぱり経営は維持することが難しいと申し出がありまして、旧薬局は撤退したということでございます。このため、聞いたの冬ですから、春何とか体制整えようとしていたのですが、断水ということも重なってちょっとあたふたしたのですが、薬局と薬剤師の確保に翻弄させられましたところでございまして、その結果、今の院内体制がようやく発足したというところでございます。

まず、薬局の待ち時間が長過ぎるという声が多く聞かれるというご質問でございますが、4月から今の診療所の開院、それと旧調剤薬局からの移行という業務が重なりまして、旧処方と新しい医師の処方が異なるということもあろうかと思いますが、まず大きな原因としては全ての患者さんの調剤業務が新規であると。新規であるということは、患者情報を一からつくり直さなければならないということもございました。

それからまた、あたふたと急な立ち上げとなったわけでございますが、薬の在庫が、確保が4月の上旬にはうまく、十分でなかったということで、薬剤師さんが系列の薬局から薬を手配して、宅配するというので対処しておりました。そんな苦勞しての立ち上げとなったわけでございますが、4月の当初はこのどたばた劇の中で30分以上、あるいは1時間以上といった待ち時間もあったのかもしれませんが、現在は長くても15分から30分ぐらいかなという程度になったと聞いております。高野議員は私と違う方面からの話を聞いていると思いますので、後ほどでもいいですから、教えてもらえれば追跡調査をいたしまして、できる限りの対処いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、改善することができるのかということですが、今答えたとおり現在15から30分と聞いておりますので、小樽、札幌、余市とかの調剤薬局でもそのくらいの時間は待っていると思いますので、我々としてはそこまで時間をとらせていないのではないかなという認識でございます。ただ、長い

というのであれば、これ以上早くしろというのであれば、いわゆる一包化ということ今ここではやっております。これをやめれば早くなると思います。これは、一包化というのは個々人の投薬で薬何種類も出ますよね。複数の薬出したものを1回ごとに投薬日ですとか朝飲むとか、投薬時間、それから名前など袋に書いて、複数の数種類の薬を1つの袋に調剤するというサービスを今院内でやっております。この方法ですが、院外の調剤薬局でやった場合は一包化加算というものつきますので、院外では薬局というのはやりたがると思います。ただ、院内で実施しても点数はとれないので、うちの職員はただ働きとなります。ただ、薬を受け取るほうは点数とられない、高くないので、安い薬を受け取っているという、その分安くなっているはずですが、我々のほうからすれば手間がかかるという状態でございますので、これはやめることは可能です。これをやめると20分とか早くなるのかなと思いますが、今まで慢性疾患の患者さんというもの、うちの場合かなり慢性疾患が多いのかなと思いますが、ほとんどが慢性疾患だと聞いておりますが、以前の医師、余り処方変わらなかったようですが、これ変わらないために院外の調剤薬局ではあらかじめ準備することはある程度できたと思いますが、今4月以降先生方新しくなって、疾患の回復見られなかったり、薬の効き悪かったりしたら、悪くて疑問持っている場合は処方薬変わることございますので、準備することちょっと手間かかるのかなという状況でございます。

今このような状況でございますが、間接民主制という我が国において議員さんの声というのは住民の代表の声でございますので、時間を優先させるというのであればやめることは可能でございますので、今後の事業評価の際には参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 私自身幸いにも病院にかかったことないのですけれども、多分最初の印象がずっと若干お年寄りなんかは引きずっているのかなという感じはいたします。町長から答弁いただきましたけれども、聞いた答弁の方向、新しいカルテの場合とか、薬が最初のころ不足だったころ若干遅くなったのだらうということで説明をしたいというふうに考えております。それに、病院の待ち時間と薬の待ち時間が同じ場所で一緒になりますので、そういうことも少し若干影響しているのかなという感じはいたします。今回のお話を聞いて、そのように説明をしたいというふうに考えております。

終わります。

○議長（堀 清君） 町長の答弁。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） わかりました。

次に、工藤議員。

○9番（工藤澄男君） 私は、2点ほど町長に質問したいと思っております。

まず、最初は後志地域づくり連携会議についてということで、8月22日に小樽開建、後志振興局が主催する会議が古平町で開かれました。町長は、老朽インフラの更新をということで要望、それから漁協の専務さんからは育てる漁業の推進が必要と訴えておりましたけれども、そのほかにどのような要望したのかお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

後志地域づくり連携会議の先日開かれました件でございますが、この会議、8月に行われましたが、小樽開建と後志の総合振興局が主催して、首長さんの意見、周りの経済界の人の意見を聞くという例年やっている会議ですが、要望会の場ではありませんで、要望はしておりません。ただ、言ったことは今言われたとおり、このテーマがやはり後志となると観光が中心になるものですから、観光が切り口で、結局倶知安、ニセコを中心としたリゾートエリアから外国人のインバウンドや居住者をターゲットにどのようにしたらいいかというのが議論の中心になったわけですから、うちとしては観光というものも一つの手法ではあるのですが、どちらかというとな産業基盤ですとか医療とか福祉の確保、それと断水事故でもわかるように老朽化したインフラの更新というものが喫緊の課題であって、それによって住民が住みやすく安心して暮らせるような町づくりを行うほうが先決な課題だと、先決であるというような話をしたところでございます。その流れで、知事もその後古平漁港見ると言っていたものですから、ウニのかご養殖ですか、見たいと言っていたものですから、そこら辺のウニの養殖といいますか、畜養施設今要望しておりますので、そこら辺は北海道も協力していただきたいと、雑駁に言うとそのようなことを申し上げた次第でございます。漁協のほうからも養殖事業のほうについての要望といいますか、その話は出ておりましたので、合致するのかなといったところでございました。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 前に一度、違う会議でしたけれども、同じやはり小樽開建、振興局が主催した会議で私傍聴として行ったときに貞村町長はそのときは災害時の緊急避難道路ということをしたしか要望されておったように思います。ですから、せっかく今回古平で開かれたものですから、もう少し何か要望できなかったのかなと思ったのです。例えば海岸線の防潮堤のかさ上げだとか、今言いましたけれども、余市古平間の避難道路だとか、それからこの前も質問しましたけれども、河口の砂防とかというものが古平では結構あります。そして、海岸線の防潮堤などについては、余市町では大川の端からずっと、1メートルまではありませんけれども、ほとんど防潮堤がついています。ないのは古平、今まるっきりない状態で、私何回か高波のあれで前町長にも質問しましたし、貞村町長にも何とかこれここかさ上げできないかということで質問したのですけれども、今後開建や振興局に対してこういうのを要望していく気持ちはあるでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

先ほども言ったように、これ要望会でございますので、テーマが観光と決められてございましたので、そして発言時間も制限されておりましたので、要望会としての会議でございますので、この会議では要望という形はとっておりません。

防潮堤の件につきましては、別に総合開発期成会等の要望のほうで必要な部分はしていきますので、そちら利用して要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今町長のほうから観光の話ということでございましたけれども、古平町としてはそれでは観光に関してはどのような質問されたのですか。

○町長（貞村英之君） ただいま1回目の質問でお答えしたとおり、観光がテーマでございますので、あちらから指定されております、観光というテーマで。それで、うちの町は観光よりも産業基盤ですとか、そちらのほうが重点置いておりますので、観光ということは余り目指しておりませんというような話をしたところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次の質問に移ります。

旭団地の解体工事についてということで7月に発注されましたけれども、アスベストの調査のために工事がおくれているように思いますが、町は発注前にアスベストの調査を行ったのでしょうか。今後の作業内容と工程をお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

2問目になりますが、旭団地の解体工事の件でございますが、アスベストの調査を義務づけられているのは吹きつけアスベストでございますので、成形板の調査は行っておりません。事前に行うとするとかなりの費用がかかりますので、行っておりません。出た場合は、その成形板のほうの処理を設計変更においてやるように建設の仕様書で定められております。

今後の作業内容と工程という2問目の問いでございますが、工事発注後の調査の結果、今申し上げたように成形板で非飛散性のアスベスト、飛び散らないアスベストが検出されましたので、湿式作業による飛散防止、それから破碎を極力しないようにする工法、それから分別保管、収集運搬、こんなような順で施工していくものと考えております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） このアスベストなのですけれども、実際に私ちょっと見に行きましたらたまたま、アスベストを処理する業者さんだと思うのですけれども、おりまして、ちょっとお話聞きましたら、あの団地のアスベストは粉状でなく、一般の建材の中に含まれているので、周りに拡散するおそれはないだろうというか、ないですよというような返答もらいました。そして、それに建物の中は流しの前にちょっと1枚あるのと、あとは軒天くらいですよということだったので、私それだったらもう少し早く工事を進めて、もうとっくに3カ月たっていますので、まだいまだにただ中のほう少しさわった程度にしかになっていないのです。それで、また工事期間もたしか延びているようにも思います。ですから、アスベストを発注する前にきちんと調べておけばこういうことにはならないというのが私思います。私も実際に札幌で現場踏んでいたころは全部吹きつけの、屋根裏に吹きつけでもってやっておりました。それは、非常に拡散して、あの当時は何ともなかったのですけれども、今でいえばかなりみんな危険な状態だという、アスベスト、アスベストと騒ぐ時代になりましたけれども、その当時は別に何とも問題なかったのですけれども、ただ建材の中に入っていて、余り拡散しないで人体には、周りには影響しないような話をしていたので、それでもまだこれから工事は延びるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の再質問にお答えいたします。

ただいま申し上げたように、工藤議員がおっしゃるようにそのまま何も覆いもしないで作業すればそんな簡単なことはございませんし、我々もそれが一番いいのかなと、簡単でいいのかなと思う



のですが、やはり役所ですから、工法はちゃんと仕様で定められておりますので、一旦、成形板といえども出てきた限りはちゃんとした水を吹きつけて、飛散防止して、シートで覆うということはやらなければならないですし、事前に調べておけということですが、この小規模な解体であれば単年度で調査、工事完結できますので、事前調査をわざわざ経費かけて行うこともないと思います。工期がまだ延びるのかというご質問ですが、アスベスト出てきて、当初の工法が変わるわけで、ふえるわけでございますので、設計変更して、工期は当然延びるものと思います。いずれにしても、年度内には完了いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 出たアスベストというのは、この近隣の仁木と倶知安に処分場ありますけれども、そこで処理できるのでしょうか。

それから、同じ旭住宅の解体で、火災で焼けた住宅があります。これ指名入札の結果見たら不調に終わっておりますけれども、その後何かある業者が指名というか、入札したということで、それも聞いております。実際にいろいろな人から話聞くと、例えばアスベストはどこへとか、それから火事で焼けた材料は何か遠くまでの業者、遠くの町の業者のところへ運ばなければならないとかという、そういう話も聞いておりますけれども、そういうことも全部調べてあるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工事の細かい内容でございますが、アスベスト、余市とかで処理できるのかという質問ですが、私小樽にいたときはたしか処理できなくて、持っていったと思うのですが、ちょっとわかりませんので、この件と、それから違う業者が落札したという、そこら辺のところは建設水道課長のほうから答えていただきたいと思います。

以上でございます。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、アスベストの成形板の処分先につきましては、先ほど工藤議員おっしゃっていた仁木とか、そういったところの一般的な廃棄物処分場で処分することは可能です。

それと、2つ目の全焼した旭団地の解体の関係ですけれども、これにつきましては焼けた建物なので、通常のアスベスト以外にもダイオキシンというものが発生している可能性がありますので、その調査をした上でダイオキシンを含んだ廃棄物はちょっと遠い、この近隣でもございませんが、ちょっと離れた処分場に処分するような設計で入札行っております。

○議長（堀 清君） 次に、逢見議員、どうぞ。

○2番（逢見輝続君） 12年ぶりの新人ですので、よろしく願いいたします。

1点目ですけれども、町道浜小路線についてでございます。国道229の歩道部分を通って町道に入っております。また、福津組さんより町道にと寄与された部分そのままになっておりまして、普通の町道とは2カ所イレギュラーとなっております。通行するには支障はございませんが、普通の町道に工事する考えはありませんか。お尋ねいたします。

○町長（貞村英之君） 逢見議員の一般質問にお答えいたします。

町道浜小路線ということでございますが、イレギュラーということでございますが、国道の歩道部を通って町道に入る路線というのはこの路線のほか町内でも7路線ありまして、ほかの町でも結

構見るところでございまして、決して変則的なものではございません。それから、当時の経過、経緯というのはよくわかりませんが、もともと道路幅が狭くて、車両が私有地を通行するという状況がありまして、それを見かねてか、その部分を道路用地にしようということで寄附をいただいております。簡易舗装を含めて整備する気は、工事は考えているのかということでございますが、逢見議員知っているとおり公共路線の工事にはそれなりの採択基準というものもございまして、まず交通量、通行に支障がないということでございすれば、国費は入らないということは重々おわかりかと思えますし、うちの単費でやることにしても優先順位はかなり低いと思えますので、そういう交通量、通行に支障ないものは工事の予定はないという状況でございます。

以上でございます。

**○2番（逢見輝続君）** 今の内容で、交通に支障がないので、別に大した問題ではないと思っていましたけれども、そういう事情で理解いたしましたので、わかりました。

それでは次、特養についてお尋ね申し上げます。以前畑澤町政時に道に申請して、都合で取り下げました。また、本間町政でも計画され、懸案事項となっております。これらのときの施設から今現在施設が結構古平町も充実してまいりまして、そのころから見れば元気プラザとかほほえみくらすだとか風花とか、いろいろ充実しております。前恵尚会が病院を指定管理したときに2階でショートステイを十数名しております、これが町民の皆様大変喜ばれていて、ちょうど特養のかわりの役目をしてきたのかなという思いがございまして。現在では例えば80床の特養をつくるなんていうと介護員の確保が難しく、以前のように大きいものは要らないように考えます。これから積丹町のようにどちらかの会社のサテライトで29床程度であれば十分かなと思います。ただ、今皆さんご承知のとおり庁舎の建設等で金銭面で大変でございますので、その建設が終わってから一、二年後にこういう特養を考えてもらえないかという質問でございます。どうぞご尽力よろしくお願ひしたいということで質問いたします。

**○町長（貞村英之君）** 逢見議員の一般質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの建設に関するご質問ですが、私が就任してから特養の質問は何回か出ておりますが、前町長のときというのは計画にさえ掲載すればすぐにでも着工できるようになっていたということなのでしょうかね。わかりませんが、まずそこら辺から皆さんと私の認識の食い違いあるのではないかと感じておりますので、従前から特養の建設を交渉していた法人と当町が話されていた内容というものをちょっと皆様に今この場でお知らせしておきたいと思っております。

特養の件は、事務の引き継ぎということではなくて、前町長からお話という格好で私聞いておりました。幸いにして前町長が交渉していた法人の最高責任者というのが以前の私の上司ということもございまして、近い関係にございましたので、お話を伺うことは、さほどアポをとることもなく行くことができました。その際には、その法人、福祉法人のほうも持っておりますので、その福祉法人の理事長さんや常務理事さんも呼んでいただきまして、これまでの経過などというものを伺うことができました。その内容ですが、話せることと話せないこととございますが、ここで話すとかかなり時間を要しますので、簡潔に申し上げますが、古平町が平成27から29の介護保険計画を策定する際にこの法人に特養の運営などを担ってくださいと、担ってほしいということでお話があったと聞いて

ております。お話あったらすぐ返事できませんので、法人としてもかなりの需要調査とかいろいろ調査したらしいのですが、その結果特養であれば公設、それで80床ということが一つの滑り出しだったと。というのは、特養を運営するのであればこの条件でなければ損益分岐点、この条件が損益分岐点であったと、このことは古平町には伝えてあるということでございました。しかも、この特養80床のある程度利用率というのですか、それを確保しなければならないということで、損失補填のほうももしかすると必要な状況ではなかったのかなと言っておりました。そんな中、積丹町でも特養が整備されたということを考えますと、この北後志の地域の特養の需要を考えますと80床の条件で利用率を確保するというは困難ではないのかなということになったわけでございます。この法人に対する話はここまでで消えたということでございますが、このため古平町が地域密着型の29床という特養を考えているということは薄々聞いていたと。ただし、当法人に対して正式な計画というものは全く示されていないので、それはわかりませんと、こんな回答でございました。

その後、私医療のほうの理事長ともちょっと面識ございまして、この法人には何回か足を運んでおりますが、その際福祉法人のほうにも訪問して、話はしております。そこで29床、特養の可能性をちょっと聞いておりますが、現在の特養というのは要介護3以上という条件がこれまでと違って大変厳しくなっていると。また、医療を必要とする状態になった場合というのは、病院に移送して、医療を受けさせなければならないということで、以前のような死ぬまでそこで過ごせるという状況ではない。ついすみかというものではなくなっているということで、需要は愕然と減っているということでございます。このような状況でございますと、建物、それから設備、それから運営損失の全てに公的な資金を入れなければ民営というのは無理ではないかなということを遠回しにおっしゃっておりました。

以上、私の認識はあれだけの優良な法人でも無理であるのならば、特養というのは相当難しいのではないのかなと。前町政時代に皆様とどのような議論していたのかはわかりませんが、今ここで今まで報告していない事実のみは報告させていただきたいと思えます。

先ほど特養という関係でお答えしましたが、今後そのような場合どうするのかということを考えますと、当地においてこれから第8期の介護福祉計画、定めなければなりませんので、来年度までに、来年度の前半までにはこの福祉のあり方といいますか、高齢者福祉のあり方みたいなものを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（逢見輝続君） 丁寧に説明していただきまして、大体理解をいたしました。将来的にしかし何か老健でもあれでも小さくても特養があれば古平の高齢者の施設としてはいいのかなと考えておりますので、今すぐということではございませんが、今後ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 町長答弁。逢見さん、町長答弁。

（「いや、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） わかりました。

次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） 災害対策についてお聞きします。

先日関東、千葉のほうで大停電起こりました。つい二、三日前かな、全戸通電はしたと聞いております。古平町においても昨年の胆振東部地震の影響によりブラックアウトに見舞われまして、町民全ての生活に支障があったと思われまます。以上のことを鑑みまして、もしまた大規模災害によって当町が長期の停電に見舞われた場合、まず現状で可能な対策について答弁いただきたいです。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

災害対策について、現状で可能な対策ということでございますが、昨年の胆振東部地震を受けて、今北海道電力と連絡、円滑に実施するというために、当時連絡もとれなくなったものですから、停電ホットラインというものを設置されましたので、北電とはスムーズにいくのかなと思っております。また、町の防災計画でございますが、大規模停電対策計画、これも盛り込みまして、防災会議において修正する予定でございます。

それから、今可能な対策ですが、公設な役場ですとか浄水場ですとか小学校、住民センター、ほほえみくらすとかですね、これに発電設備を常設しております。その他の施設については、可搬式の発電機3台ありますので、必要な場所に対応に当たっていきたくと思っております。

それから、必要に応じて応援協定しております。リース会社から発電機を優先的に借用できる仕組みとなっておりますが、去年の場合は余りにも全道的なものだったので、余市とか仁木にとられてしまいまして、うちにはちょっと借りれなかったのですが。または、建設協会とも応援協定締結していただきまして、必要な資材を提供受けること可能となっておりますが、建設協会も去年の場合は貸せる発電機はないぞという回答を得て、後志管内、うちの建設協会だけはちょっと借りれませんでした。

それから、常設の発電機整備すればいいという考えもございますが、かなり高額となりますので、それは今の可搬式で対応していきたいと思っております。

最後に、町民に対してですが、防災無線でございますので、この北海道電力からのホットラインを利用して停電原因、復旧見込みなどの情報は正確にお伝えしていきたいと考えております。また、最後に停電が長期に及ぶ場合、これもう避難所して開設するしかない。そこで対応に当たるしかないかな。今回の千葉県の対策見ても1軒の家で、個人で対応するのは困難だと思いますので、避難所の開設はしていかなければならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） 北電とのホットライン、発電設備ですね、現状で準備できていることは理解できました。ただ、今回の千葉の大停電については、災害発生時から自治体の対応の初動の遅さというところで問題視されております。当町においても十分な設備が用意されていたとしても、有事の際にうまく活用できないということも考えられますが、そこでさらなる対策というものは何かお考えお持ちでしょうか。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の再質問にお答えいたします。

今後の対策ということでございますが、おっしゃるとおりああいふ災害が起こってしまうと幾ら訓練をしてもあたふたしてしまうというのが現状でございます。やはり事前に訓練とかででき

ないものは本番でもできないわけでございますので、訓練はちゃんとやっていきたいなど考えているのが1つ。それから、白老町で職員の具体的な連絡体制や行動を記した大規模停電の応急対策マニュアルというものを作成しているところでございますので、当町でもこれをちょっと参考にいたしまして、実施に見合ったマニュアルの作成は検討しているところでございます。今回のように大規模、長時間の停電は想定外ということでございますが、各家庭において、役所だけではなく、やはり各家庭で対策講じていくのが一番だと思いますので、必要最低限の備えを自助の精神に基づいてお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） マニュアル作成については必須要項だと感じますので、早期の作成が達成できるよう願ひまして、質問終わらせていただきます。答弁結構です。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） 私からは、温泉からつながっております丸山遊歩道について質問をさせていただきます。

これ自体あるのは大体町民の皆様ご存じの方多いというふうに思いますが、なかなか登ったという経験のある方は最近余りいないのではないかというふうに思います。ことしの5月でしたか、教育委員会のほうで草刈りを行いまして、登っているという話は聞いておりますが、最近また見に行きましたら入り口のほうは草ぼうぼうという感じでございます。しかし、入っていくと登っていく道には草は余り生えておらず、道もある程度しっかりしております。ただ、柵が壊れていたり、一応烽火所跡とか、そういうのはあるのですが、それも壊れているようなところ、あるいは看板がついていてもそれも半分壊れているような感じがございます。登っていきますと、古平の方面、あるいは積丹方面を見渡せる非常に景勝のいいところもございます。ただ、若干残念なのは草がちょっと伸び過ぎていて、半分ぐらいしか視界がないようなところもあります。このところある程度しっかり手を入れますと、古平に意外と少ない観光名所になり得るのではないかというふうに思っております。その辺町といたしまして、道管轄だとは思いますが、非常に厳しいと思えますけれども、どの辺まで手を入れるような気持ちがあるのかと。もしそういうふうになった場合にはどういう人を呼ぶような考えを持っていたりするのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

丸山遊歩道についてでございますが、この遊歩道ですね、温泉行ったときに、2年前かな、こんなところにあるのだなと思って、ちょっと登っていたら草ぼうぼうで、そこに看板ありまして、登り口に後志支庁という看板がございました。調べてみますと、国定公園の一角でございますので、管理は道の管理となります。道管理でございますので、勝手に市町村がいじれるものではございませんが、申し出して草刈りとか、そういうものは申し出すればオーケーということでございますので、整備する上には町でもできると思いますが、やはり北海道の管理ですので、北海道に要望していくのが一番なのかなと思っております。

この遊歩道、経緯を申しますと、去年振興局長に対して自分たちの道路ちゃんと自分で草刈りぐらいしろよということで要望して、ことしになりまして5月の8日、振興局の環境生活課長が見え

られまして、町の産業課と一緒に現地確認をしております。その後、5月15日に教育委員会で草刈りを実施して、18日に登山をしたと。その後、6月になりまして、振興局の環境生活課で草刈りをしていただいたと。2回やっています、だから。その後登ったときに自然公園整備事業としてベンチと柵の修繕の要望もしております。7月には、私もちょっと登らせていただきましたが、さほどきつい山というか、多分トレッキングコースみたいな感じになりますので、町民にとってはいい散歩コースなのかなと思っていたところですが、ただ、蛇出てきましたけれども、それはそれで捕まえて、ぶん投げましたので。そんなようなことで、今言ったとおり道と協議しながら草刈りを実施して、いつでも利用できる状態にしたいなどは考えております。今後、今梅野議員おっしゃったように草がぼうぼうだということでございますので、雪降る前にもう一回ぐらい職員と登ってみようかなと思っておりますので、梅野議員もお酒ばかり飲んでいないで、一緒に（聴取不能）。そんなようなことで、この自然公園、登りますと大変雄大な海が見えますので、見えて感じがよくなっておりますが、何せてっぺんに木があって、ちょっと見づらいのですが、それ保安林だということで国の森林管理署が管理しておりますので、切れないのかなと思っておりますが、何とか見えるような形でいい景観になろうかと思っております。

どのような人を対象にということでございますが、観光客が来れば一番いいのですが、なかなかそういうわけにもいきませんので、小樽でいえば塩谷丸山、札幌でいえばモエレ山のような町民の健康づくりに役立つようなコースになってもらえればと考えているところです。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 非常に厳しい私に対するご意見いただきまして、ありがとうございます。手入れていただけるというのは期待しております。

あとは、やはり多少柵の部分で危険な部分もありますので、その辺は十分力入れていただきたいということです。町民に対していい散歩道になればいいなというのがありますが、やはり来ていただきたいという気持ちもあります、町外から。それについて登山をする方々からいろいろと意見を聞いて、このようにしたらお客さんも来るのでないかというような声を聞く場をつくっていただければなというふうに思います。その辺もひとつよろしく願いいたします。

○議長（堀 清君） 答弁は。

（何事か言う者あり）

○町長（貞村英之君） こういう町内の観光といいますか、こういう町民が集う協議の場という、設置ということでございますが、その点については今後考えていきたいと思っておりますし、今おっしゃいました危険な箇所、柵とかですね、そういうものは振興局のほうにきちっと要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問、最後です。

真貝議員。

○3番（真貝政昭君） 1件目の幼児童の戸外活動について質問します。

町内の児童生徒のテレビ等の視聴時間数が新聞報道されたことがありました。視力や体の健康を考えると、夏、冬の戸外での活動が古平の子供にとっていかに今大事な問題であるかがわかりました。公園の遊具の充実やプールでの活動、冬はスキー場の整備など町が積極的に施策を講じなければならぬと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

最近の新聞報道ではご指摘のような記事はちょっと承知しておりませんが、本町の子供たちのテレビなどを見ている時間数が全国よりも長いという傾向にあることは承知しているところでございます。本町の子供たちに健やかな体を育むことは重要でありまして、そのために子供たちが望ましい生活習慣を身につける中で運動に親しむ習慣を身につけることが大切であると考えております。このため、教育委員会といたしましてはこれまでも家庭や学校と連携して早寝早起き朝ごはん運動や家庭でテレビやゲームなどの時間を減らすルールづくりをする古平アウトメディアチャレンジなどを行い、保護者と子供たちが家に帰ってから寝るまでの時間をどのように過ごすかを見直す取り組みを進めているところであり、今後も望ましい生活習慣の定着に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○町長（貞村英之君） 子供たちの運動施設の質問もございましたので、そちらのほうは私のほうからお答えいたしたいと思っております。

公園の遊具ですとかプールとかスキー場ということでございましたので、ハード面の整備についてでございますが、今ご指摘の3点についてお答えいたします。まず、公園の遊具については以前に寶福議員にもお答えしたとおり計画的に更新を実施してまいります。

次に、プールの活動についてでございますが、BG財団のプールが夏期のみですが、運営されておりますので、今後とも継続していきたいと思っております。

最後に、スキー場ですが、古平町のスキー場は十数年休止されておりまして、この間、十数年間ですね、管理の状況、管理していませんし、今の現状見ましても再開できる状況ではございません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 教育長が答えられた件ですけれども、生活習慣の改善というのは前町政から一貫して続けられていることなわけです。それが施設でいきますとスキー場の閉鎖が平成十七、八年くらいでしょうか。冬の遊び場というのが閉鎖されて、冬閉じこもりがちな生活の状況が作り出されてしまったと。それから、夏におきましては、冬も通してなわけですけれども、室内でのおもしろいことがいっぱいあります。この間のお盆のイベントの際も天候のせいで会館の太陽ホールで開催されましたけれども、親と一緒にきてきた子供たちが1つの画面にかぶりついて身動きしな

いような状況を目の当たりにしまして、室内に閉じこもるおもしろいものが厳然としてあるわけです。それをやはり戸外に引っ張り出すということから考えますと、子供が、教育委員会が手とり足とり何かイベントをやるということではなくて、子供たちが戸外に出て楽しく過ごすという、目にとっても体にとってもそういう状況をつくり出すということが今こそ必要だというふうに実感する次第です。公園の遊具についても危険だ、老朽化だということで次から次と撤去されてきた経緯があります、この町は。滑り台についても不衛生だということで着地部分が砂利で埋められて、危ない状況になってしまっていて、最後には撤去という状況になって、おもしろくない状況になってしまったという経緯があります。今回の統一選挙でも子供を持つ親や孫を持つ方から公園の遊具、考えてくれないかという声を聞いていますと、やはり小さい子供たちの戸外での活動の条件をつくるということが決定的に重要だと。それと、テレビでも報道されていますけれども、特に日本を含む東アジア、日本なんか特にそうだと思いますけれども、近視の状況が世界的に問題になっています。これは、明らかにゲームだとかテレビだとか、それにかぶりつく時間の多さ、これが教育局でも把握していたのです。町長今悲観的な答弁をされましたけれども、これは子供の体のことを考えますとやはり教育長、町長一体になって、やはり抜本的に改善しなければ今の古平の子供の状況というのは変わらないと。朝御飯を食べないというのもそういう生活習慣のあらわれでないかというふうに考えています。非常に今後のことを考えますと悲観的にならざるを得ない状況がありますので、ぜひとも一致協力して事に当たるべきではないかというふうに考えています。どうでしょうか。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の再質問にお答えいたします。

子供たちにそういった健康上の問題とか出ているということは間違いなくありますので、一番はやっぱり家庭でどういうふうに過ごすか、その部分を改善していくためには私たちも教育委員会、それから町と一体となって取り組んでいくことは大事だと考えております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 次に、幼児センターの利用者からの給食費徴収について質問します。

平成20年4月以来、幼児センター開設以来当然徴収すべきだった主食費を町が負担し始めて現在に至っています。副食費は、保育料の中に含まれていて、国のほうから来ることになっています。それが今回国の方針だということなのですが、副食費を取れと。それと同時に貞村町長が主食費も取るという、そういう方針を打ち出したのですけれども、前町政の、私の視点ですけれども、前政を引き継ぐという貞村町長のお話がホームページに載っていますけれども、これは選挙公約でも、町長選挙で公約に述べられたはずですので、これに違反するのではないのでしょうか。世の中は、少子化の中で子育て世代の経済的負担をなくすために地方自治体が次から次と小中学生の給食費の無料化に向けて頑張っています。貞村町長の今回の措置は世の流れに全く逆行していると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

幼児教育の無償化に伴う食材費の考え方についてでございますが、来る10月1日から幼児教育と保育の料金が食材料費など実費で支払う部分を除きまして全国的に無償化となります。まず、ご指摘の公約違反のということですが、これだけ大幅な制度改正がある中で当該制度を公正な制度とし



て整理するという事は私当然のこととっておりますので、その一部分の、食材費部分のもののみをとって議論するつもりはございません。また、地方自治体が次から次へと小中学校の給食を無償化に向けているということでございますが、平成30年度の学校給食運営管理調査を見ますと無償化されているのは全道の179市町村のうち11町でございます。これをもちまして私のやっていることが、整理されたことが逆行しているとは私は思っておりません。

以上でございます。

**○3番（真貝政昭君）** 次から次と全道の状況、初めてそちらのほうからお知らせ願ったわけですが、県単位で見ますとこの流れは主流になってきております。背景には、子供を持つ家庭の貧困化の問題があります。貞村町長のお住まいの札幌市でもかなりこの問題が重要な問題だとして新聞に取り扱われているような状況がありますよね。子供を持つ家庭のやっぱり対策として、経済的に負担を少なくしていくというのが、これは世の中の流れであります。それと、今回の国の方針、副食費を取れというのは、これは理にかないません。今まで副食費は保育料の中に入っていると。当然国が持つべきものとして見てきたものをこのように方針転換するというのは、これは全く論外であります。しかも、親から徴収するといいいながら、国のほうから来るお金は何も減りはしないと。町村としては収入がふえるだけという状況で、これはいかななものかということで、副食費の徴収はしないという自治体が今出始めています。財政的には何ら問題がないと。それから、主食費を今まで10年にわたって取らなかったというのは、これはやはりそういう家庭に対する経済的な負担をなくするという事で、これは古平町政として大事な施策であったはずなのです。国がこういうふうに変ったからといって主食費もぶり返して取るというのは、これは古平の少子化対策としてはいかななものかというふうに考えるのですが、どうですか。

**○町長（貞村英之君）** 真貝議員の再質問にお答えいたします。

副食費、主食費、その部分をとって議論するつもりはございませんと申しましたが、ご質問なので、お答えいたします。まず、その前に、私住まい札幌でございませぬので、こちらに住んでいませぬので、そこら辺ご理解いただきたいと思ひます。

私法令などの制度は、受益を受ける人もあるのですが、住民全体が公平であるべきと。その中で成り立つものだと私は思っております。今回幼児、3歳以上の教育費、保育料が無償化されますが、これはあくまで保育料の中としていた副食費部分についても1号認定、要は幼稚園児と同様に実費を負担して、食材料費は実費負担という原則にしたのが今の制度ではないかと思ひます。仮に今真貝議員が言うように食材費までも無償として、町民の税金で賄うということですよ。とした場合、幼児センターに入れると子育てには衣服以外お金がかからないということになりますよね。これでも在宅で一生懸命子育てをして、一生懸命教育している人、家庭全体で納めた税金が他の子供の昼食費を負担するという構図になりますよね。こんな不公平なことはないのかなと思ひます。また、授業料が無償化されている義務教育、これは憲法で保障されている教育ですが、この学校給食との格差が出てくると。私は、今回の措置は制度の公平性という観点で国の取り扱いと同様にすべきだと思ひて、このようなことを判断したところでございませぬ。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 認定保育園の経営上、副食費について何ら財政的に損失が出てこない。なのに、副食費を取るといふのは、それはちょっとおかしいと。財政的に何も負担になるわけではないから、副食費の徴収はいたしませんという自治体があるのです。それを税金で副食費を賄うという、そういう論理にはなりませんよね。違いますか。

○町長（貞村英之君） そしたら、誰が出すのでしょうか。ただで降ってくるのでしょうか、副食が。誰かが出さないとないということではないでしょうか。幼児センターの給食費ですが、皆様、調べてみましたが、当町の場合ちょっと変則でございまして、深い事情と経緯がございます。古平では、昔新地側に町立保育所、それから浜町側に町立幼稚園がありまして、幼保一元化という国の大政策にのっとり古平も一元化に向けて動き出しておりました。これ平成十七、八年ぐらいだと思いますが、その時点で幼稚園はもちろん、給食費は実費徴収、保育所は主食と副食を区分して、主食は現物を持ってくるというような取り扱いにして、副食は実費徴収という形をとっておりました。これは、全国の取り扱いとそれは同様でした。ここで述べるのは、3歳未満今回制度改正ないので、3歳未満には触れませんが、しかしながら幼と保を統合するとなると全く違う料金体系が1つになるわけです。当然そこにひずみが生じてくるわけでございます。幼稚園の料金を保育所と同じ階層に当てはめると、大幅に負担増となる人たちが出てきます。また、浜町から新地への通園となると強いられるわけですから、金銭面だけでなく人的な面でも負担増となると。そういうことでは、一元化が進まない絵に描いた餅になるということもございまして、負担増を抑えるという観点で緩和策として主食費までも無償化にしてしまったという経緯がございます。そんなことで、ただこのたびの制度、無償化の法制化によって幼稚園としての給食費のあり方、それから保育所としての給食費のあり方についても国として公正かつ公平なものに改正したというところでございます。当町としてもきっちりとした整備をしておくべきとの考えから、制度の公平性の確保に向けて、批判を受けることとは思いましたが、このような決断をしたところでございますので、皆様方ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それでは、以上をもちまして一般質問を終わります。

#### ◎日程第3 意見案第9号

○議長（堀 清君） 日程第3、意見案第9号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第9号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第4、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第6、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第8、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時37分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員